

令和 7 年 6 月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 （略） 第1条 （略） （本市において行う事務） 第2条 本市は、保険料の徴収ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条および第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8）</u> （略） 第2章 保険料 以下 （略）	目次 （略） 第1条 （略） （本市において行う事務） 第2条 本市は、保険料の徴収ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条ならびに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条および第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） 広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9）</u> （略） 第2章 保険料 以下 （略）